

明石市市民参画条例
令和5年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

- (1) 令和5年度の市民参画手法の実施状況について..... (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～ (2)
- (3) 市民参画手続の実施原則の実施状況 (4)

II 参考資料編

1. 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (6)
- (2) 意見公募手続 (8)
- (3) 審議会等手続 (10)
- (4) 意見交換会手続 (12)
- (5) ワークショップ手続 (12)
- (6) その他の手法 (14)

※公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画) ... (15)

※計画については該当がありませんでした。

3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

- ① 判断基準 (21)
- ② フロー図 (22)
- ③ 実施の原則 (23)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 令和5年度の市民参画手法の実施状況について

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数 : 18件	市民参画手法						計
	意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他	
実施件数	16件	11件	4件	3件	—	10件	44件
意見数	202意見		115意見		—		317意見
参加者数		111人 (傍聴者数)	344人	120人	—	1718人 169事業所 14団体 14施設	2323人 169事業所 14団体 14施設

★経年比較

[実施件数比較]

	政策等数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他	
R5	18件(13件)	16件(13件)	11件	4件	3件	—	10件	44件
R4	17件(17件)	17件(17件)	12件	8件	—	—	2件	39件
R3	20件(16件)	18件(14件)	11件	2件	3件	—	5件	39件

() の数は、対象事項(条例第6条第2項各号)に該当する政策等の数

[1件あたりの意見数、参加者数比較(平均値)]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等 (傍聴者数)	意見 交換会	ワーク ショップ	公聴会	その他
R5	意見数	12意見		28意見	—	—	—
	参加者数		10人	86人	40人	—	—
R4	意見数	26意見		26意見	—	—	—
	参加者数		11人	29人	—	—	265人
R3	意見数	63意見		9意見	—	—	27意見
	参加者数		9人	54人	29人	—	582人

(2) 市民参画手続実施の成果について ～意見公募手続による成果～

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	12件／16件
意見が提出された政策等のうち政策等(案)を修正した政策等数	5件／12件

★意見公募手続により修正した政策等(案)の修正概要

修正した政策等名	修正概要
(仮称)西明石地域交流センター整備計画(素案)	<p>導入の期待度が高かった機能についての意見を受けて、以下の機能を追加し、整備計画に反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上にボール遊びができる運動スペース ・音楽スタジオやクラフトルームの機能を備えた会議室
(仮称)西明石地域交流センター基本設計(素案)	<p>要望が多かった項目や各施設への動線及び使い勝手等を考慮し、以下の点を設計内容に反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内にフリーWi-Fi設備を導入 ・学習できる場所を拡大 ・カウンターにコンセントを増設 ・フリースペース等に展示機能を整備 ・多目的ホールにバスケットボールのゴールを設置
「あかしジェンダー平等推進計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> ・『「LGBTQ+の人口規模は約8%という調査もあり」とあるが、何年のどこの調査か明示すべきではないか。よく引用される電通が実施している8.9%という数字は統計学的に不適格ではないか。』という意見を受けて、「人口規模」という表現を改め、出典を用語解説のページに記載しました。 ・『用語解説のページに、「SOGIE ハラスメント」を追加してはどうか。』という意見を受けて、「SOGIE ハラスメント」を追加しました。 ・『「カミングアウト」について、「自分が秘密にしていたことを打ち明けたり告白したりすること」とあるが、自らの意思で秘匿にしている訳ではなく、生きづらい社会があるからこそ、秘密に隠さなければサバイブできない現状があると感じる。社会の側が秘密にさせていることであり、クローズでありたい場合ばかりではない。そもそも、カミングアウトという言葉はLGBTコミュニティが発祥であり、今のような大衆的な意味では本来ない。』という意見を受けて、カミングアウトの解説を「LGBTQ+の当事者が、自分の性のあり方を自ら伝えたい人に伝えたいタイミングで打ち明けることです。」に修正しました。 ・『「トランスジェンダー」の定義として広く適当とされる

	<p>「出生時に割り当てられた性別とジェンダーアイデンティティが異なる人」という説明ではない根拠事項は何か。「出生時の戸籍上の性別」という表現はあまり見聞きしたことがなく、この説明では自分の意思ではない第三者である医者などから assigned されたことが伝わりにくいのではないか。』という意見を受けて、トランスジェンダーの解説を「出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人」に修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「性的指向」のうち「男女両方に向かう両性愛」とあるが、bisexual のコミュニティでは、この定義ではノンバイナリーな視点がないと批判がある。そのため、二つ以上のジェンダーに惹かれるセクシュアリティであるという説明もあるが、そちらを使用された方が良いのでは。』という意見を受けて、「対象となる性を限定しない全性愛」を追記しました。
<p>明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の主体が見えないという意見を受けて、「図 7-1 計画の推進の体制」の図において、主体が分かるよう表現を修正しました。
<p>「明石市一般廃棄物処理基本計画」の改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令及び計画に関して記載すべきと意見を受けて、計画の位置づけ及び関連計画等のページに、「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」と「プラスチック資源循環法」の追記及び概要の説明を加筆しました。 ・新ごみ処理施設整備に向けた取組について、計画の進捗状況について記載すべきとの意見を受け、中間処理計画のページに計画の進捗について加筆しました。

(3) 市民参画手続の実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数	原則の手続を実施しなかった主な理由
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	18件/18件	—
	実施公表	2以上の方法で公表している	16件/16件	—
意見公募	意見公募期間	公募期間を30日以上とっている	16件/16件	—
	結果公表	提出された意見の概要、意見に対する検討結果及びその理由を2以上の方法で公表している	16件/16件	—
審議会等	男女比	男女いずれもが委員総数の4割以上(令和5年3月31日以前に委嘱した場合は3割以上)	9件/11件	・関係機関・団体からの推薦を基に委嘱しているため。【都市計画審議会】 ・当初は達成していたが、各組織の人事異動により達成できなくなった。【明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】
	委員数	20人以内	10件/11件	・移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインより、様々な障害当事者や公共交通機関、関係団体で協議を行う必要があるため。【ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	7件/11件	・早期に検討を開始する必要があるため、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。【工場緑地のあり方検討会】 ・都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため。【都市計画審議会】 ・障害当事者や関係機関、有識者での協議会としているため。【明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会】 ・社会福祉法に基づき、委員を選定しているため。【高齢者福祉専門分科会】
	障害者の委員	委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員(令和5年3月31日以前に委嘱した場合は適用外) (※委員10人以上の審議会のみを抽出)	4件/8件	・令和5年3月31日以前に委嘱のため適用外【環境審議会】 ・都市計画の基本理念や土木・建築等に関する技術的な専門知識が必要なため。【都市計画審議会】 ・明石市障害当事者等団体連絡協議会に障害当事者の推薦を依頼したが都合がつかず、協議会の監事を推薦頂いた。【高齢者福祉専門分科会】
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表している	11件/11件	—
	公開	会議を公開で開催している	11件/11件	—
	公表	会議録を公表している	11件/11件	—
意見交換会	実施公表	2以上の方法で公表している	4件/4件	—
	公表時期	開催日の2週間前までに公表している	4件/4件	—
	開催記録公表	2以上の方法で公表している	4件/4件	—
審議会等	実施公表	2以上の方法で公表している	3件/3件	—
	公表時期	開催日の2週間前までに公表している	3件/3件	—
	開催記録公表	2以上の方法で公表している	3件/3件	—
その他手法	実施公表	実施に必要な事項を2以上の方法で公表している	6件/10件	・対象者に直接お知らせしたため。【あかしジェンダー平等推進計画の策定・公衆浴場法施行条例の改正】
	公表時期	実施日の2週間前までに公表している	10件/10件	—
	結果公表	2以上の方法で公表している	6件/10件	・対象者に直接お知らせしたため。【あかしジェンダー平等推進計画の策定・公衆浴場法施行条例の改正】

Ⅱ 参考資料編

※担当部署は、令和 5 年度現在

1. 市民参画手続の実施詳細

① 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法							未達成理由		
		局名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)	
1	工場緑地面積率の緩和と生活環境との調和等に関する取組方針(案)及び「明石市工場緑化等のガイドライン(案)」	政策局	企画・調整室	R6.4	兵庫県環境の保全と創造に関する条例の対象工場における工場緑地面積率を緩和するとともに、事業者による良質な緑地の形成等に向けたガイドラインの作成	条例第6条第2項	○	工場緑地のあり方検討会								
2	立地適正化計画変更	政策局	企画・調整室	R6.5	東播都市計画区域区分の変更等に伴い、居住誘導区域を変更するため、立地適正化計画を変更する。	都市再生特別措置法第81条第22項	○	都市計画審議会	○							
3	(仮称)西明石地域交流センター整備計画(素案)	政策局	企画・調整室	R5.6	西明石地区の活性化に向けた取組のため、地域交流拠点の整備計画を策定する。	条例第6条第2項第4号	○		○							
4	(仮称)西明石地域交流センター基本設計(素案)	政策局	企画・調整室	R6.3	西明石地区の地域交流拠点の整備に向け、整備計画を受けて基本設計を策定する。	条例第6条第2項第4号	○			○						
5	市役所新庁舎建設実施設計	政策局	企画・調整室	R6.3	市役所新庁舎の整備に当たり、工事発注に向けた図面作成、工事費積算、申請業務等を実施する明石市役所新庁舎建設実施設計を策定する。	条例第6条第1項				○				○		R4年度の基本設計策定時に実施済みであるため。
6	あかしジェンダー平等推進計画策定	政策局	インクルーシブ推進室	R5.9	あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の個別計画として、あかしジェンダー平等推進計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○							○		
7	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画	政策局	インクルーシブ推進室	R6.3	インクルーシブ社会の実現に向け、誰もが安全で快適に移動しやすく暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に進めるための方針を示す	条例第6条第2項第2号	○	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会								
8	第2次水産業振興計画策定	市民生活局	農水産課	R5.10	水産業振興計画から10年が経過し、水産業を取り巻く環境の変化や課題を踏まえて、次の10ヶ年度計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	第2次水産業振興計画策定委員会								
9	漁港管理条例改正	市民生活局	農水産課	R6.3	漁業活動に支障を及ぼす問題を解消するため、港内にプレジャーボートの放置等を禁止する区域を指定するなど、漁港管理の適正化を図る。	条例第6条第2項第3号	○							○		
10	明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定	市民生活局	環境創造課	R5.7	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域の温室効果ガス排出削減を図る施策を定めた計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	環境審議会								
11	「明石市一般廃棄物処理基本計画」の改定	市民生活局	資源循環課	R6.1	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定を踏まえ、計画における「プラスチックの分別」に関する事項を改定する。	条例第6条第2項第2号	○	環境審議会								
12	あかし障害福祉推進計画策定(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画第7期、明石市障害児福祉計画第3期)	福祉局	障害福祉課	R6.3	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、障害者施策に係る理念や基本的な方針、目標等を定めた障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	地域自立支援協議会						○		
13	明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定	福祉局	高齢者総合支援室	R6.3	高齢者福祉に関する施策の実施や、介護保険料を決定するために計画を策定する。	条例第6条第2項第2号	○	高齢者福祉専門分科会								

1. 市民参画手続の実施詳細

① 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法							未達成理由		
		局名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)	
14	明石市感染症予防計画	福祉局	保健総務課	R6. 4	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、保健所設置市においても予防計画を定めることになったため、明石市感染症予防計画を策定する。	条例第6条第1項	○									
15	明石市自殺対策計画(中間評価)	福祉局	相談支援課	R5. 12	自殺対策基本法に基づき、2018年に策定した明石市自殺対策計画の見直しを行うため中間評価を実施する。	条例第6条第2項第2号	○	自殺対策推進会議								
16	公衆浴場法施行条例改正	福祉局	生活衛生課	R5. 10	国の要領改正を踏まえ、公衆浴場における男女の混浴制限年齢を引き下げするため、公衆浴場法施行条例を改正する。	条例第6条第2項第3号	○									
17	東播都市計画用途地域等の変更(江井島地区)	都市局	都市総務課	R6. 5	東播都市計画区域区分の変更に伴い、用途地域等を変更する。	都市計画法第16条第1項	○	都市計画審議会	○							
18	明石市緑の基本計画改定	都市局	緑化公園課	R7. 3	自然環境や社会情勢の変化、SDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)や都市計画マスタープラン(見直し)を踏まえ、計画を改定する。	条例6条第2項第2号 都市緑地法第4条第4項		明石市緑の基本計画改定検討委員会		○						令和6年度に実施予定
19	消防署中崎分署の移転	政策局 消防局	企画・調整室 総務課	R2. 3	消防署中崎分署を移転する。	条例第6条第1項			○							令和6年度に実施

② 意見公募手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法(人数)					提出意見の検討		未達成理由			
		局名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表	
1	工場緑地面積率の緩和と生活環境との調和等に関する取組方針(案)及び「明石市工場緑化等のガイドライン(案)」	政策局	企画・調整室	R6.1.5	R6.2.3	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 企画・調整室窓口	3	7	0	0	2	0	1	無	市ホームページ 企画・調整室窓口				
2	立地適正化計画変更	政策局	企画・調整室	R5.6.1	R5.7.3	市広報紙 市ホームページ 江井島サービスコーナー 都市総務課窓口 土地建物所有者へ個別郵送	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 都市計画審議会				
3	(仮称)西明石地域交流センター整備計画(素案)	政策局	企画・調整室	R5.5.1	R5.5.31	市広報紙 市ホームページ 自治会回覧 市民センター 行政情報センター 西明石サービスコーナー	34	34		2			3	29	有	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)			
4	(仮称)西明石地域交流センター基本設計(素案)	政策局	企画・調整室	R5.12.22	R6.1.25	市広報紙 市ホームページ 自治会回覧 市民センター 行政情報センター 西明石サービスコーナー	35	35	0	0	0	0	35	有	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)				
5	あかしジェンダー平等推進計画策定	市民生活局	男女共同参画課	R5.7.11	R5.8.10	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 男女共同参画課窓口	17	60	0	0	0	17	0	有	市ホームページ				
6	明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画	政策局	インクルーシブ推進室	R6.2.9	R6.3.11	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 インクルーシブ推進室窓口	4	16	0	2	0	2	0	無	市ホームページ インクルーシブ推進室窓口				
7	第2次水産業振興計画策定	市民生活局	農水産課	R5.9.6	R5.10.5	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 農水産課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ				
8	漁港管理条例改正	市民生活局	農水産課	R5.12.19	R6.1.19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 農水産課窓口	10	12	0	0	0	2	10	無	市ホームページ 農水産課窓口				
9	明石市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定	市民生活局	環境創造課	R5.3.15	R5.4.14	市広報紙 市ホームページ 各市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 環境創造課窓口	3	8	0	0	1	2	0	有	市ホームページ 環境創造課窓口				

② 意見公募手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法(人数)					提出意見の検討		未達成理由		
		局名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	政策等の案の修正の有無	結果の公表方法	30日以上意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
10	「明石市一般廃棄物処理基本計画」の改定	市民生活局	資源循環課	R5. 8. 29	R5. 9. 29	市広報紙 市ホームページ 各市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 資源循環課窓口	8	17	3	0	0	5	0	有	市ホームページ 資源循環課窓口 公示板			
11	あかし障害福祉推進計画策定(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画第7期、明石市障害児福祉計画第3期)	福祉局	障害福祉課	R5. 12. 18	R6. 1. 17	市広報紙 市ホームページ あかし総合窓口 市民センター サービスコーナー 行政情報センター 障害福祉課窓口	2	9	1	0	0	1	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口			
12	明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定	福祉局	高齢者総合支援室	R5. 12. 15	R6. 1. 15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 地域総合支援センター	1	1	0	0	1	0	0	無	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 地域総合支援センター			
13	明石市感染症予防計画策定	福祉局	保健総務課	R6. 1. 10	R6. 2. 9	市広報紙 市ホームページ 保健総務課窓口 行政情報センター あかし総合窓口 各市民センター	1	2	0	0	0	1	0	無	市ホームページ 保健総務課窓口			
14	明石市自殺対策計画中間評価報告書	福祉局	相談支援課	R5. 10. 2	R5. 11. 1	市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 相談支援課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 相談支援課窓口			
15	公衆浴場法施行条例改正	福祉局	生活衛生課	R5. 10. 1	R5. 10. 31	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター あかし総合窓口 生活衛生課窓口	1	1	0	0	0	1	0	無	市ホームページ 生活衛生課窓口			
16	東播都市計画用途地域等の変更(江井島地区)	都市局	都市総務課	R5. 6. 1	R5. 7. 3	市広報紙 市ホームページ 江井島サービスコーナー 都市総務課窓口 土地建物所有者へ個別郵送	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 都市計画審議会			
合計							119	202	4	4	4	34	75					

③ 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

NO	市民参画手続を実施した政策等の名称	審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数							委員公募				委員名簿の公表			開催実績				会議の公開				会議録の公表				個別HPの有無	未達成理由						備考
					根拠	名称		市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	障害者	可否	男性	女性	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	R5実績	公表しない理由	R5	可否	R5実績	傍聴者数(証)	公開しない理由	可否	R5実績	委員数20人以内	委員数男女それぞれ4割以上(R5/3/31以前に委嘱した場合は、3割以上)	委員10人ごとに1人以上は、障害者の委員(R5/3/31以前に委嘱した場合は、適用外)		公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)			
11	明石市緑の基本計画改定	明石市緑の基本計画改定検討委員会	緑化公園課	R5. 10. 12	要綱	明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱	自然環境や社会情勢の変化、SDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）や都市計画マスタープラン（見直し）を踏まえ、計画を改定するため、改定計画内容について検討を行う。	0	2	7	9	4	5	0	○	0	2	3	論文	-	○	-	-	2	○	1	2	第1回会議の主な目的が委員同士の顔合わせであったため。	○	○	有										
合 計								3	22	130	155	94	61	8	0	8	20	43				22				21	111														

④ 意見交換会手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		実施日時・場所				実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法	期間					2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で開催記録公表
1	立地適正化計画変更	政策局	企画・調整室	R5. 6. 18	日	14:00~15:00	西江井島自治会館	市広報紙 市ホームページ 江井島サービスコーナー 都市総務課窓口	R5. 6. 1~ R5. 6. 18	・変更区域内の土地建物所有者の方 ・市内にお住まいの方 ・市内に事業所又は事業所を有されている方 ・市内に通勤又は通学されている方 ・市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体	38	0	市ホームページ 都市計画審議会			
2	(仮称)西明石地域交流センター整備計画(素案)	政策局	企画・調整室	R5. 5. 14 " R5. 5. 17 R5. 5. 18	日 " 水 木	15:30~17:00 18:00~18:40 18:30~19:40 18:30~	サンライフ明石(体育室) " " オンライン	市広報紙 市ホームページ 自治会回覧 市民センター 行政情報センター 西明石サービスコーナー	R5. 4. 25~ R5. 5. 18	対象指定なし	114 33 60 36	95	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)			
3	東播都市計画用途地域等の変更(江井島地区)	都市局	都市総務課	R5. 6. 18	日	14:00~15:00	西江井島自治会館	市広報紙 市ホームページ 江井島サービスコーナー 都市総務課窓口 土地建物所有者へ個別郵送	R5. 6. 1~ R5. 6. 18	・変更区域内の土地建物所有者の方 ・市内にお住まいの方 ・市内に事業所又は事業所を有されている方	38	6	市ホームページ 都市計画審議会			
4	消防署中崎分署の移転	政策局 消防局	企画・調整室 総務課	R5. 10. 30	月	19:00~21:30	市役所 806会議室	広報あかし 市ホームページ	R5. 10. 15~ R5. 10. 16~	対象指定なし	25	14	市ホームページ 政策局企画・調整室、消防局総務課窓口			
合計											344	115				

⑤ ワークショップ手続

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施日時・場所				実施の公表		参加対象	参加者数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局名	課名		年月日	曜日	時間	場所	方法	期間				2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方で開催記録公表
1	(仮称)西明石地域交流センター基本設計(素案)	政策局	企画・調整室	サンライフ明石の現状と基本設計(素案)の説明、他自治体での事例紹介を行った上で、施設全体への意見や「こんな使い方ができそう」、「こんな工夫があればいいな」を話し合った。	R6.1.14 R6.1.17	日 水	14:00～16:00 18:30～20:30	サンライフ明石 研修室 "	市広報紙 市ホームページ 自治会回覧 市民センター 行政情報センター 西明石サービスコーナー あかし総合窓口 プロジェクト推進室窓口 サンライフ明石 学校周知(明石高専、明石南高校、城西高校) 西明石駅ポスター掲示	R5.12.13 ～ R6.1.17	市内在住、市内に事務所又は事業所を所有、市内に在勤又は学、市内で事業活動や市民活動を行う方又は団体	25 23	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)			
2	市役所新庁舎建設(実施設計)	政策局	企画・調整室	「明石らしく、すべての人にやさしい新庁舎に必要なもの」をテーマに、7つの検討ポイントを設定し、各検討ポイントに対して意見交換を実施	R5.7.15	土	14:00～16:30	パビオスあかし 5階多目的ルーム	市広報紙 市ホームページ 市役所窓口 市民センター あかし総合窓口 あかし市民図書館 西部図書館 子育て支援センター	R5.7.1～ R5.7.7	公募(市内や年齢等による対象者の制限なし)	33	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)			
3	明石市緑の基本計画改定	都市局	緑化公園課	緑化公園課が主催し、「みんなで明石の緑を考えよう」をテーマとし、1回実施する。	R6.2.20	火	18:30～20:45	ウィズあかしフリースペース	市広報紙 市ホームページ コミセン 市民センター 子育て支援センター	R6.1.1 ～ R6.1.31	どなたでも	39	市ホームページ 緑化公園課窓口			
合計												120				

⑥ その他の手法

No.	市民参画手続を実施した政策等の名称	担当部署		具体的内容	実施方法 (日時・期間・場所・対象者など)	実施の公表		参加者数・提出数など	結果の公表方法	未達成理由		
		局名	課名			方法	期間			2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
1	あかしジェンダー平等推進計画策定	市民生活局	男女共同参画課	あかし女性応援ねっと、第1回運営委員会にて、意見交換会を実施。	【期間】R5.6.16 【対象】あかし女性応援ねっと運営委員	・対象者へ郵送	R5.5.31 ～ R5.6.16	12人	対象者へ郵送		対象者に直接お知らせしたため。	対象者に直接お知らせしたため。
2	あかしジェンダー平等推進計画策定	市民生活局	男女共同参画課	明石工業高等専門学校にて、ワークショップを実施。	【期間】R5.7.7 【対象】明石工業高等専門学校の学生	・直接依頼	R5.6.23 ～ R5.7.7	11人	対象者へ郵送		対象者に直接お知らせしたため。	対象者に直接お知らせしたため。
3	あかしジェンダー平等推進計画策定	市民生活局	男女共同参画課	有識者から助言・意見を求めた。	【期間】R5年6月～R5年7月中旬 【対象】有識者(大学名誉教授・弁護士など)	・対象者へ郵送	R5.5.15 ～ R5.5.29	2人	対象者へ郵送		対象者に直接お知らせしたため。	対象者に直接お知らせしたため。
4	市役所新庁舎建設(実施設計)	政策局	企画・調整室	新庁舎の市民利用エリアに求める設備や機能、「明石らしさ」から連想されるもの等について、アンケート調査を実施	【期間】R5.7.1～R5.7.15 【実施方法】兵庫県電子申請システムを活用したWEBアンケート 【対象】市内や年齢等による対象者の制限なし	市広報紙 市ホームページ 市役所窓口 市民センター あかし総合窓口 あかし市民図書館	R5.7.1～ R5.7.15	278人	市ホームページ 市議会(総務常任委員会)			
5	漁港管理条例改正	市民生活局	農水産課	条例改正の内容について質疑応答	【日時】R6.1.13 10時～11時 【場所】明石市役所 【対象】林崎漁港内でプレジャーボートの所有者	広報紙・市ホームページで募集	R5.12.15 ～ R6.1.12	8人	市ホームページ 農水産課窓口			
6	あかし障害福祉推進計画策定(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画第7期、明石市障害福祉計画第3期)	福祉局	障害福祉課	障害当事者やその家族に対して、生活状況や福祉サービスの利用状況等についてアンケートを実施する。	【期間】R5.5.15～R5.6.9 【対象】無作為抽出した市内在住の障害者手帳所有者(2,500人)	対象者へ郵送	R5.5.15 ～ R5.6.9	1,407人	市ホームページ 障害福祉課窓口			
7	あかし障害福祉推進計画策定(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画第7期、明石市障害福祉計画第3期)	福祉局	障害福祉課	障害福祉サービス等事業所に対して、福祉サービスの提供体制等についてアンケートを実施する。	【期間】R5.5.26～R5.6.9 【対象】市内の障害福祉サービス事業所(315事業所)	対象事業所へメールで送付	R5.5.26 ～ R5.6.9	169事業所	市ホームページ 障害福祉課窓口			
8	あかし障害福祉推進計画策定(明石市第6次障害者計画、明石市障害福祉計画第7期、明石市障害福祉計画第3期)	福祉局	障害福祉課	障害者団体等に対して、障害者施策等についてアンケートを実施する。	【期間】(調査票)R5.5.31～R5.6.14 【対象】障害者団体等(14団体)	郵送及びメール	R5.5.31 ～ R5.6.14	14団体	市ホームページ 障害福祉課窓口			
9	明石市感染症予防計画策定	福祉局	保健総務課	素案について、意見を募集する。	第6回明石市医療連絡会 【日時】R5.11.9 午後5時～ 【場所】明石市医師会館 【対象者】医療関係者など	連絡会で素案を説明し、意見を募集	R5.11.9 ～ R5.11.22	0	市ホームページ 保健総務課窓口			
10	公衆浴場法施行条例改正	福祉局	生活衛生課	公衆浴場における男女の混浴制限年齢の引き下げについて、意見を求める。	【期間】R5.10月中旬～R5.10.31 【対象】こどもが利用する可能性のある市内公衆浴場営業者(14施設)	対象者へ郵送	R5.10月 中旬～ R5.10.31	14施設			対象者を公衆浴場営業者としているため。	対象者を公衆浴場営業者としているため。
合計								1718人 169事業所 14団体 14施設				

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

※ 「区分」のA、Cは、「3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※ 「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「①判断基準」の表1に記載の①～⑩を指します。

<条例>

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	6月議会	明石市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る基準の見直しを行うほか、所要の整備を図る。	A	条例第6条第3項第3号	消防局予防課
2	9月議会	明石市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	行政手続の利便性の向上等を図るため、オンラインで行政手続を行う際の手数料の納付の方法、添付書面の省略等について定めるほか、所要の整備を図る。	C	判断基準⑦	デジタル推進課
3		明石市印鑑条例の一部を改正する条例制定	コンビニエンスストア等におけるスマートフォンを用いた印鑑登録証明書の交付及び市役所窓口における個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付を可能とする。	C	判断基準⑧	市民課
4		明石市市税条例の一部を改正する条例制定	個人住民税と併せて国税である森林環境税を賦課徴収するための規定を新設するほか、令和5年度税制改正に伴う所要の整備を図る。	A	条例第6条第3項第1号	税制課
5		明石市保健関係手数料徴収条例及び明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を定めるとともに、兵庫県条例の廃止に伴う所要の整備を図る。	A	条例第6条第3項第5号	生活衛生課
6		明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設する。	A	条例第6条第3項第1号	建築安全課
7		明石市都市公園条例の一部を改正する条例	17号池魚住みんな公園に設置する有料公園施設及びその使用料の額を定めるとともに、有料公園施設を無料で利用することができる一般開放日を設ける。	A	条例第6条第3項第1号	緑化公園課
8		明石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	水道事業の変更について厚生労働大臣の認可を受けるに当たり、条例に定める給水人口及び1日最大給水量を変更するほか、法令改正に伴う規定の整備を図る。	C	判断基準⑦	水道局

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
9		明石市営水道事業における利益の処分に関する条例の一部を改正する条例	水道事業の安定的な経営を行うため、毎事業年度に生じた利益の処分に関して所要の整備を図る。	C	判断基準⑦	水道局
10		明石市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び厨房設備に係る基準の見直しを行うほか、所要の整備を図る。	A	条例第6条第3項第3号	消防局予防課
11	12月議会	明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例	明石市新ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に当たり必要な事項を調査審議するため、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置する。	C	判断基準⑦	資源循環課
12		明石市職員の高齢者部分休業に関する条例	高齢期職員の多様な働き方の選択枝を確保するため、地方公務員法に基づく高齢者部分休業制度を創設する。	C	判断基準⑦	職員室
13		明石市福祉まちづくり基金条例	誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉の充実及び向上を図るための事業に要する経費に充てるため、既存の基金を整理及び統合し、明石市福祉まちづくり基金を設置する。	C	判断基準⑦	福祉総務課
14		明石市職員定数条例の一部を改正する条例	明石商業高等学校の福祉科の開設及び市立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に必要な職員を配置するため、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数を改める。	C	判断基準⑦	職員室
15		明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるほか、所要の整備を行う。	C	判断基準⑦	職員室

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
16		明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げる。	C	判断基準⑦	職員室
17		明石市立保育所条例の一部を改正する条例	明石市立明南保育所分園を廃止する。	C	判断基準②	こども育成室
18		明石市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を図る。	A	条例第6条第3項第5号	建築安全課
19	3月議会	新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金条例を廃止する条例	新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金が所期の目的を達成したため、条例を廃止する。	C	判断基準⑦	財務室
20		明石市事務分掌条例の一部を改正する条例	環境産業局を新設し、市民生活局が所管している環境施策、産業振興等に係る事務を移管する。	C	判断基準⑦	総務課
21		明石市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	個人番号の独自利用事務を追加するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を図る。	C	判断基準⑥	総務課

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
22		職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	職員の定年年齢の引上げに伴い、給料表等級別基準職務表に主査の職務を新設するとともに、公益的法人等に派遣することができる職員の範囲を改める。	C	判断基準⑦	職員室
23		明石市手数料徴収条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を図る。	C	判断基準④	子育て支援課
24		明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	戸籍法の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設する。	C	判断基準⑧	市民課
25		明石市介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	介護保険法の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務を追加する。	C	判断基準④	高齢者総合支援室
26		明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、規定の整備を図る。	C	判断基準④	建築安全課
27		明石市財産区立会館条例の一部を改正する条例	耐震性が不足する西協会館を廃止する。	C	判断基準②	財務室

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
28		明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、婦人保護施設に代わる施設として女性自立支援施設が創設され、及び婦人補導院法が廃止されたため、関係条例について所要の整備を図る。	C	判断基準⑧	ジェンダー平等推進室
29		明石市立ゆりかご園条例及び明石市立知的障害児通園療育施設条例の一部を改正する条例	児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を図るとともに、明石市立知的障害児通園療育施設条例の条例名を変更する。	C	判断基準⑥	発達支援課
30		明石市立知的障害者福祉施設設置条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う規定の整備を図る。	C	判断基準⑧	障害福祉課
31		明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	定障害福祉サービス事業、障害者福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図る。	C	判断基準⑧	障害福祉課
32		明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指定居宅介護サービス、介護保険施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図る。	C	判断基準⑧	高齢者総合支援室

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	提出議会	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
33		明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の一部を改正する条例	刑法の一部改正に伴う規定の整備を図る。	A	条例第6条第3項第5号	市民相談室
34		明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法の一部改正により、営業者が宿泊を拒否することができる事由が追加されたことから、条例に定める宿泊拒否事由のうち、同法に定める事由と重複するものを削る。	C	判断基準⑧	生活衛生課
35		明石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を図る。	A	条例第6条第3項第5号	下水道総務課
36		明石市火災予防条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料の額を引き上げる。	A	条例第6条第3項第3号	消防局予防課

<計画> 該当なし

1.3. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

① 判断基準

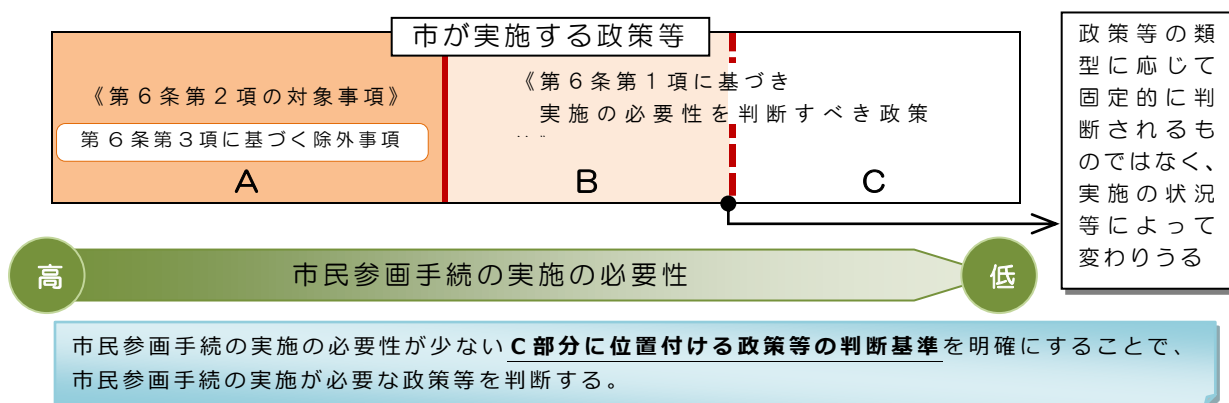
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するにあたり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を設けています。

なお、運用にあたっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断します。

また、判断にあたっての流れは、「② フロー図」にまとめています。

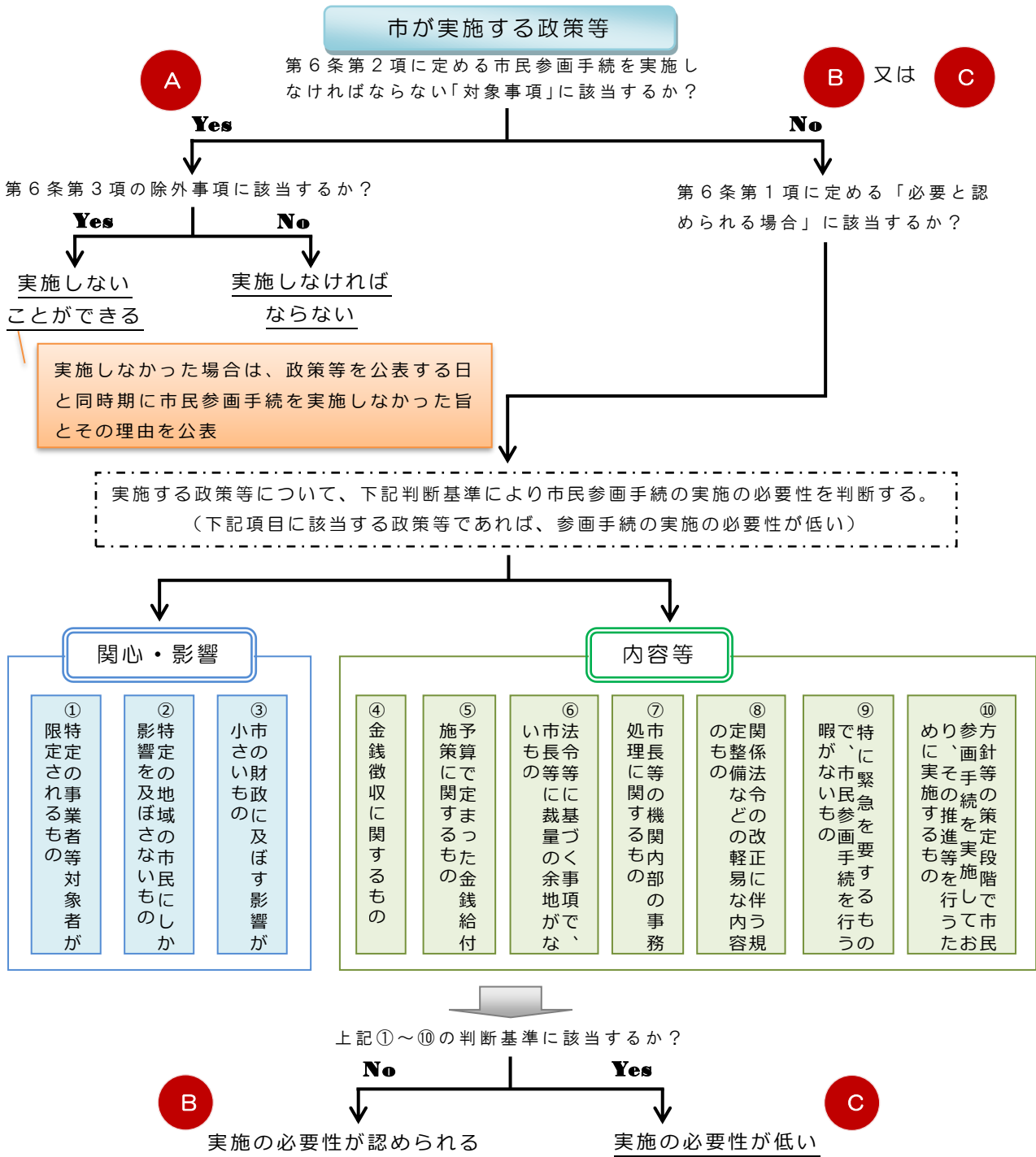


〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※ A又はBに位置付けられる政策等であっても、既存の法令の規定により、意見公募手続、審議会の設置、その他の市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（条例第10条）。

② フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

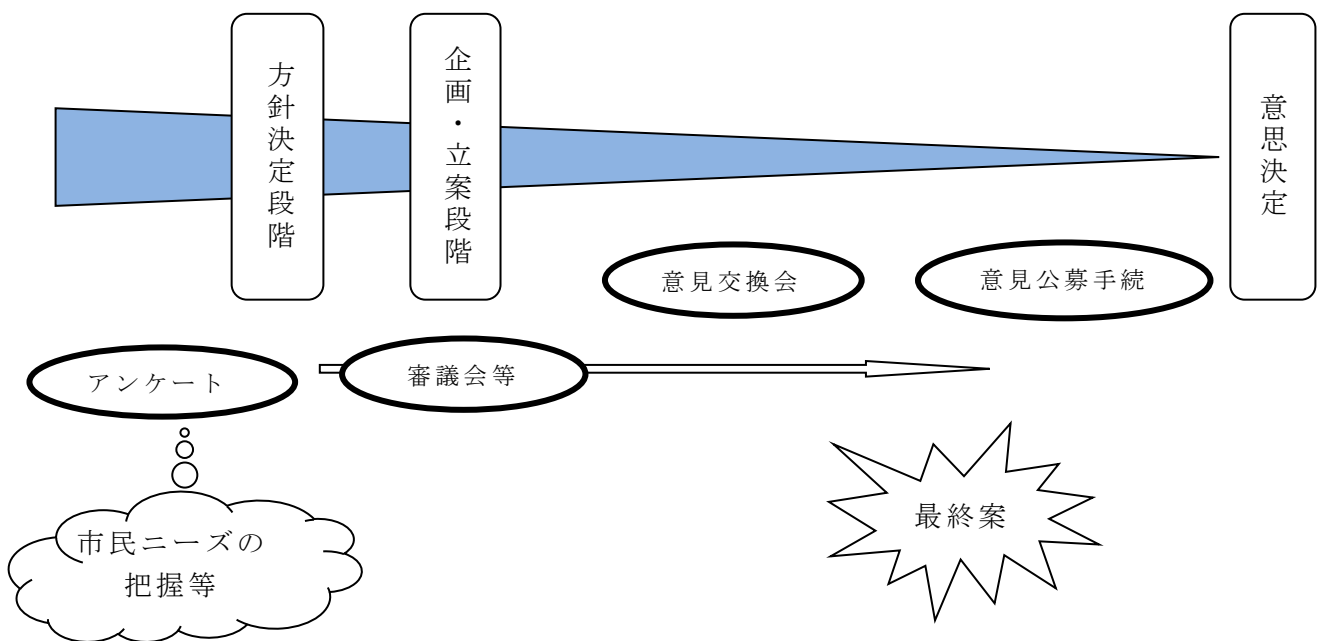
③ 実施の原則

市民参画手続は、市民参画条例第6条第1項に定める「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」、また、第6条第2項に定める「対象事項」について実施する場合に関わらず、原則として、複数の手法を併用して実施するものとされています(条例第8条第3項)。複数の手法で実施しなかった場合は、市民に理解を得られる明確な理由が必要です。

また、第6条第2項に定める「対象事項」についての市民参画手続には、複数の手法の1つに意見公募手続を実施する必要があります(条例第8条第4項)。

なお、複数の手法で実施するイメージは、次の図のとおりです。

【複数手法での市民参画のイメージ】



この例では、政策等策定の方針決定にあたってアンケートにより市民ニーズを把握のうえ、方針決定し、政策等の案の策定は審議会等に検討させ、中間で市民の意見を反映させるために意見交換会を実施し、審議会等で策定した最終案について意見公募を行い政策等の案の意思決定を行っている。